○原子力規制委員会規則第六号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）その他の関係法令の規定に基づき、及びこれらの法令を実施するため、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年六月八日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の一部を改正する規則

（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正）

第一条　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「つど」を「都度」に改める。

第五条の見出し中「取消」を「取消し」に改める。

第六条第一項の表第二号ト中「廃滓堆積場」を「廃滓堆積場」に、「堆積し」を「堆積し」に、「堆積又は」を「堆積又は」に改め、同表第七号ロ中「者への」の下に「同項第五号イ及びロに規定する」を加え、同表第八号中「以下同じ。」を削る。

第六条の二第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改める。

第七条第二項中「第十二条の六第二項」を「法第十二条の六第二項」に改める。

第七条の五の三第三項、第七条の五の四第三項及び第七条の五の七第三項中「一通、写し一通」を「及び写し各一通」に改める。

第七条の七中「以下」を削る。

第八条第一号中「起り」を「起こり」に改め、同条第二号中「、なわ張り、」を「縄を張り、又は」に、「かつ、」を「及び」に、「つける」を「付ける」に改め、同条第四号中「すみやかに」を「速やかに」に、「ひろがり」を「広がり」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五号中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十七条の見出し中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同条中「はり付けなければ」を「貼り付

けなければ」に改める。

別記様式第一中「十及」を削る。

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第二条　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第二号ロ（２）中「平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号」の下に「。次項第十号において「設置許可基準規則」という。」を加え、同条第二項第十号中「設計基準事故」の下に「（設置許可基準規則第二条第二項第十六号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。）」を加える。

第二条第一項第一号中「法第二十三条第二項第五号」を「同項第五号」に改める。

第三条の二の二第一項中「法第二十七条第一項」を「同条第一項」に、「放射線しやへい物」を「放射線遮蔽物」に改める。

第三条の三第一項中「規定により、試験研究用等原子炉施設の工事（第三条の七に規定する試験研究用等原子炉施設であつて溶接をするものの溶接を除く。）及び性能について検査」を「検査（以下「使用前

検査」という。）」に改め、同項第五号中「及び第三条の五」を削る。

第三条の四中「法第二十八条第一項の」を削り、同条第一号中「放射線しやへい材」を「放射線遮蔽材」に改める。

第三条の四の二中「第三条の四各号」を「前条各号」に改める。

第三条の六中「法第二十八条第一項の」を削る。

第三条の九中「溶接検査」を「検査」に改める。

第三条の十二の二第二項中「第三条の十二第一項」を「前条第一項」に改める。

第三条の十三中「溶接検査を」を「検査を」に改める。

第三条の十五第一項中「規定により試験研究用等原子炉施設の性能について検査」を「検査（以下「施設定期検査」という。）」に改める。

第三条の十五の二中「第三条の十五第一項」を「前条第一項」に、「法第二十九条に規定する検査」を「施設定期検査」に改める。

第三条の十六中「法第二十九条第一項の」を削る。

第四条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第五条の二の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「百キロワット」を「百キロワット」に、「こえる」を「超える」に、「法第二十三条第一項の許可を受けた後五年」を「同項の許可を受けた後五年」に改める。

第六条第一項の表第一号イ中「法第二十八条第一項の規定による」を削り、同号ロ中「法第二十九条第一項の規定による」を削り、同号ハ中「施設定期自主検査」を「検査」に改め、同表第十二号ロ中「者への」の下に「同項第五号イ及びロに規定する」を加え、同条第七項中「第七号イからニまで」を「第七号」に改め、同条第八項中「第十号イからハまで」を「第十号」に改める。

第七条第一号イ中「さく」を「柵」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第二号中「かぎ」を「鍵」に改め、同条第三号ロ中「さく」を「柵」に改める。

第八条第三項第三号中「あっては」を「あつては」に、「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第十条第一項第一号中「緊急しや断を起すべき」を「緊急遮断を起こすべき」に、「緊急しや断の」を「緊急遮断の」に、「緊急しや断検査を法第二十九条第一項の検査」を「緊急遮断検査を施設定期検査」

に改め、同項第二号及び第三号中「法第二十九条第一項の検査」を「施設定期検査」に改める。

第十一条第四号中「緊急しや断が起つた」を「緊急遮断が起こつた」に、「しや断の起つた」を「遮断の起こつた」に改める。

第十二条第一項第三号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同項第十号中「以下同じ。」を削る。

第十四条第九号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同条第十一号イ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第十四条の三第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改め、同条第二項第十七号イ中「詰所」の下に「（以下この条において「見張人の詰所」という。）」を加え、同号ニ中「他人が」を「容易に」に改め、同項第十九号ヘ中「第十五号」を「第二十二号」に改め、同条第五項中「に係るもの」を削り、「第十一号に掲げる特定核燃料物質」の下に「に係るもの」を加える。

第十四条の四第一項第五号中「きつ水」を「喫水」に改め、同項第十四号中「そう入」を「挿入」に、「取出す」を「取り出す」に改める。

第十六条の八第一項中「放射線しやへい物」を「放射線遮蔽物」に改める。

第十六条の十四第九号イ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第十七条第二号中「なわ」を「縄」に改める。

（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正）

第三条　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項第四号中「以下次項」を「次項」に改める。

第二条の三中「施設検査」を「検査（以下「施設検査」という。）」に改める。

第二条の三の二中「第二条の三各号」を「前条各号」に改める。

第二条の四中「法第五十五条の二第一項の検査」を「施設検査」に改める。

第二条の五第一号ロ中「六ふっ化ウラン」を「六ふつ化ウラン」に改め、同条第十八号中「溢水」を「溢（いっ）水」に改める。

第二条の八中「溶接検査」を「検査」に改める。

第二条の九第一号中「溶接検査」を「法第五十五条の三第一項の検査」に改める。

第二条の十中「溶接検査を」を「検査を」に改める。

第二条の十一第一項の表第一号を次のように改める。

一　施設検査の結果	検査の都度
	同一事項に関する次の検査のときまでの期間

第二条の十一の四第三項第三号中「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第二条の十一の七第一項第十号中「以下同じ。」を削る。

第二条の十一の八第六号中「六ふっ化ウラン」を「六ふっ化ウラン」に改める。

第二条の十一の九第九号ハ中「ふた」を「蓋」に改める。

第二条の十一の十第二項第十七号イ中「詰所」の下に「（以下この条において「見張人の詰所」という。）」を加え、同条第五項中「に係るもの」を削り、「第十一号に掲げる特定核燃料物質」の下に「に係るもの」を加える。

第六条の十第八号イ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

別記様式第一の三中「丈夫」を削る。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「かつこ書」を「括弧書」に、「き裂」を「亀裂」に、「ふた」を「蓋」に、「かぎ」を「鍵」に、「すべて」を「全て」に改め、本則及び別表第一中「さく」を「柵」に改める。

第一条中「省令」を「規則」に改める。

第十四条の九第五号中「とびら」を「扉」に改める。

第十八条の五第三号中「はり付け」を「貼付け」に改める。

第十八条の七第五号中「フイルタ」を「フィルタ」に改める。

第十八条の十四中「第十八条の三第二項」を「同条第二項」に改める。

第十八条の十五第二項中「（昭和三十二年運輸省令第三十号）」を削る。

第十九条第一項第十七号ロ（５）中「充てん」を「充塡」に、「空げき」を「空隙」に改める。

第二十五条第三項中「第二項」を「前項」に改める。

第二十六条の二第五項中「第四項」を「前項」に改める。

第二十九条第一項第五号中「つける」を「付ける」に改める。

（国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正）

第五条　国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「をいう。」の下に「第四条の二十一第一項において同じ。」を加える。

第四条の二の二の表核燃料物質の使用（使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵及び廃棄事業者による廃棄を含む。）を行う場合（非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の使用を行う場合を除く。）の項中「表わす」を「表す」に改める。

第四条の二の三中「第六十一条の八の二第一項の」を「第六十一条の八の二第二項に規定する」に改め、同条第三号中「受払い検査」を「受払検査」に改める。

第四条の二の八第三項中「、第一項」を「、同項」に改める。

第四条の十第一号中「法第六十八条第五項」を「同条第五項」に改める。

第四条の二十一第一項中「（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって確認することができない方法をいう。以下同じ。）」を削る。

別記様式第三、様式第十二、様式第十五及び様式第十六中「~~平成~~」を削る。

（核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正）

第六条　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の五第一項中「規定により、加工施設の工事（第三条の八に規定する加工施設であつて溶接をするものの溶接を除く。）及び性能について検査」を「検査（以下「使用前検査」という。）」に改める。

第三条の六中「法第十六条の三第一項の」を削る。

第三条の七中「法第十六条の三第一項の」及び「当該申請に係る」を削る。

第三条の十中「溶接検査」を「検査」に改める。

第三条の十三の二第二項中「第三条の十三第一項」を「前条第一項」に改める。

第三条の十四中「溶接検査を」を「検査を」に改める。

第三条の十六第一項中「規定により加工施設の性能について検査」を「検査（以下「施設定期検査」という。）」に改める。

第三条の十六の二第二項中「法第十六条の五第一項の検査」を「施設定期検査」に改める。

第三条の十七中「法第十六条の五第一項の」及び「当該申請に係る」を削る。

第六条の見出し中「取消」を「取消し」に改める。

第七条第一項の表第一号イ中「法第十六条の三第一項の規定による」を削り、同号ロ中「法第十六条の五第一項の規定による」を削り、同号ハ中「施設定期自主検査」を「検査」に改め、同表第十号ロ中「者への」の下に「同項第五号イ及びロに規定する」を加え、同表第十三号中「以下同じ。」を削る。

第七条の二の九第一号イ中「さく」を「柵」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第二号ロ中「さく」を「柵」に改める。

第七条の三第三項第三号中「あっては」を「あつては」に、「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第七条の四の二第一項第三号中「較正」を「較正（こう）」に改め、同条第二項中「法第二十二条の八第三項」

を「同条第三項」に改める。

第七条の六第一項第三号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同項第十号中「以下同じ。」を削る。

第七条の八第九号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同条第十一号イ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第七条の九第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改める。

第九条の三の三第一項中「法第二十二条の七の二第一項」を「同条第一項」に、「当該評価」を「当該安全性向上評価」に改める。

第九条の三の四第二号中「当該安全性向上評価」を「安全性向上評価」に改める。

第九条の三の五第一号ロ中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改める。

第九条の三の六中「法第二十二条の七の二第三項」を「同条第三項」に改める。

第九条の五第三項、第九条の六第三項及び第九条の九第三項中「、写し」を「及び写し」に改める。

第九条の十三第一項中「法第二十二条の九第二項」を「同条第二項」に改め、同条第二項中「法第二十二条の九第四項の規定により準用される法第十六条の五第一項の検査」を「施設定期検査」に改める。

第九条の十四中「の規定により、法第二十二条の九第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更」を削る。

第九条の十六中「以下」を削り、同条第八号イ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第九条の十七第二号中「、なわ張り、」を「縄を張り、又は」に、「かつ、」を「及び」に、「つける」を「付ける」に改め、同条第四号中「すみやかに」を「速やかに」に、「ひろがり」を「広がり」に改め、同条第五号中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

（核原料物質の使用に関する規則の一部改正）

第七条　核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ中「さく」を「柵」に改め、同条第四号ロ中「さく」を「柵」に、「立ち入り」を「立入り」に改め、同条第十一号リ（２）中「き裂」を「亀裂」に改め、同号リ（３）中「ふた」を「蓋」に改め、同号ル（１）及び同条第十二号ロ（３）中「き裂」を「亀裂」に改める。

第三条第一項の表第二号ヘ及びト、第三号並びに第四号中「つど」を「都度」に改める。

第十三条の見出し中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同条中「はり付けなければ」を「貼り付けなければ」に改める。

（使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正）

第八条　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

本則中「受入れ施設」を「受入施設」に改める。

第一条の二第一項第二号ハ（３）中「最大受入れ能力」を「最大受入能力」に改める。

第一条の四第一項第一号中「法第四十四条第二項第四号の再処理施設」を「同項第四号の再処理施設」に、「法第四十四条第二項第七号」を「同項第七号」に改める。

第五条第一項中「規定により、再処理施設の工事（第七条の二に規定する再処理施設であつて溶接をするものの溶接を除く。）及び性能について検査」を「検査（以下「使用前検査」という。）」に改める。

第六条中「法第四十六条第一項の」を削り、同条第三号中「、その他」を「又はその他」に改める。

第七条中「法第四十六条第一項の」及び「当該申請に係る」を削る。

第七条の四中「溶接検査」を「検査」に改める。

第七条の七の二第二項中「第七条の七第一項」を「前条第一項」に改める。

第七条の八中「溶接検査を」を「検査を」に改める。

第七条の十第一項中「規定により再処理施設の性能について検査」を「検査（以下「施設定期検査」という。）」に改める。

第七条の十の二第二項中「法第四十六条の二の三第一項の検査（以下「施設定期検査」という。）」を「施設定期検査」に改める。

第七条の十一第一項中「当該申請に係る」を削る。

第八条第一項の表第一号イ中「法第四十六条第一項の規定による」を削り、同号ロ中「法第四十六条の二の三第一項の規定による」を削り、同号ハ中「施設定期自主検査」を「検査」に改め、同表第二号イ中「廃棄施設（法第五十条の五第二項」を「廃棄施設（同項」に、「とし、第十九条の五第一項第五号」を「とし、同号」に改め、同表第十三号中「以下同じ。」を削る。

第九条第一号イ中「さく」を「柵」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第二号中「かぎ」を「鍵」に改

め、同条第三号ロ中「さく」を「柵」に改める。

第十条第三項第三号中「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第十四条第一項第三号ロ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第十六条第九号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同条第十一号イ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第十六条の三第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改める。

第十九条の三の三第一項中「法第五十条の四の二第一項」を「同条第一項」に、「当該評価」を「当該安全性向上評価」に改める。

第十九条の三の四第二号中「当該安全性向上評価」を「安全性向上評価」に改める。

第十九条の三の五第一号ロ中「第五十条」を「第五十条第一項」に改める。

第十九条の三の六中「法第五十条の四の二第三項」を「同条第三項」に改める。

第十九条の五第五項、第十九条の六第四項及び第十九条の九第三項中「、写し」を「及び写し」に改める。

第十九条の十三中「の規定により、法第五十一条第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更」を削る。

第十九条の十五第二項中「おいては」の下に「、施設定期検査は」を加える。

第十九条の十六中「以下」を削り、同条第八号イ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第二十条第二号中「、なわ張り、」を「縄を張り、又は」に、「かつ、」を「及び」に、「つける」を「付ける」に改め、同条第四号中「すみやかに」を「速やかに」に、「ひろがり」を「広がり」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五号中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十一条第三項中「第二項」を「前項」に改める。

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正）

第九条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「なわ」を「縄」に改める。

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正）

第十条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「き裂」を「亀裂」に改める。

第五条第三号中「はり付け」を「貼付け」に改める。

第七条第五号中「フイルタ」を「フィルタ」に改める。

第十一条及び第十八条第二項中「第四条第九号に規定する」を削る。

第二十一条第二項中「前項第一号」を「同項第一号」に改める。

第二十六条第三項第三号中「あつては」を「あつては」に、「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第十一条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「第二十条の三第三項」を「第二十条の三第三号」に、「法第四十三条の三の五

第二項第五号」を「同項第五号」に、「法第四十三条の三の五第二項第九号」を「同項第九号」に改める。

第六条第二号中「同号ト（２）」を「同号ト（２）の」に改め、「当該施設等」を削る。

第二十一条、第三十条及び第三十四条中「当該申請に係る」を削る。

第四十五条第一項、第四十六条第一項並びに第四十八条第一項及び第三項中「第四十三条の三の十五第一項」を「第四十三条の三の十五」に改める。

第四十九条第一項中「第四十三条の三の十五第一項ただし書」を「第四十三条の三の十五ただし書」に改める。

第五十五条第一項第一号中「第四十八条又は第四十九条」を「第四十八条第一項又は第四十九条第一項第二号若しくは第三号」に改め、同条第二項中「きたさない」を「来さない」に改める。

第六十四条第二項中「法第四十三条の三の八第四項」を「同条第四項」に、「法第四十三条の三の八第五項」を「同条第五項」に改める。

第六十七条第一項の表第二号チ中「緊急しや断」を「緊急遮断」に改め、同表第四号ハ「充てん」を「充塡」に改め、同表第十三号中「以下同じ。」を削る。

第七十八条第三号ロ中「立ち入り」を「立入り」に改める。

第七十九条第三項第三号中「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第八十一条第一項第三号中「第二号」を「前号」に改める。

第八十四条の見出し中「内部溢水」を「内部溢水」に改め、同条中「溢水（」を「溢水（」に、「内部溢水」を「内部溢水」に改める。

第八十七条第九号中「以下」を削り、「第百三十四条第五号」を「同条第五号」に改める。

第八十八条第一項第三号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同項第十号中「以下同じ。」を削る。

第九十条第一号中「当たつては」を「当たっては」に改め、同条第九号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同条第十一号イ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第九十一条第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改める。

第九十二条第一項第二十一号及び第三項第十八号中「内部溢水」を「内部溢水」に改める。

第九十三条第二項第一号ロ中「取り出し」を「取出し」に改める。

第九十九条の四第一項中「当該評価」を「当該安全性向上評価」に改める。

第九十九条の五第二号中「当該安全性向上評価」を「安全性向上評価」に改める。

第九十九条の六第一号ロ中「第四十三条の三の二十四」を「第四十三条の三の二十四第一項」に改める。

第九十九条の七中「法第四十三条の三の二十九第三項」を「同条第三項」に改める。

第百二十六条第二項中「法第四十三条の三の十五第一項の検査」を「施設定期検査」に改める。

第百二十八条第一号ロ中「引き渡し」を「引渡し」に改める。

第百三十四条中「以下次条」を「次条」に改め、同条第九号中「この項」を「この条」に改め、同条第十号イ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第百三十五条第二号中「なわ張り、」を「縄を張り、又は」に、「かつ、」を「及び」に改める。

別表第一の二の(二)の5の下欄の1中「堰」を「堰（せき）」に改め、同表の二の(二)の8の(2)の中欄の5中「第二十七条の表第十三号」を「第二十七条第三項の表第十三号」に改める。

別表第二中「、第十八条」を削り、同表の各発電用原子炉施設に共通の下欄中「溢水防護」を「溢（いっ）水防護」に改め、同表の原子炉本体の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）（以下単に「設備別記載事項」という。）の加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあ

っては、次の事項の５の（３）のイ中「原子炉容器ふた管台」を「原子炉容器蓋管台」に改め、同表の放射性廃棄物の廃棄施設の中欄の設備別記載事項の３中「堰」を「堰（せき）」に改める。

様式第五裏面中「第６項まで」を「第５項まで」に改める。

（船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第十二条　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

本則中「かぎ」を「鍵」に改める。

第一条中「省令」を「規則」に改める。

第二条第一項中「省令」を「規則」に改め、「昭和三十二年法律第百六十六号。」を削り、同条第二項中「省令」を「規則」に改める。

第三条第一項第二号ハ(イ)(２)中「最大そう入量」を「最大挿入量」に改め、同号ハ(ホ)中「放射線しやへい体」を「放射線遮蔽体」に改め、同項第四号中「年間予定そう入量」を「年間予定挿入量」に改め、同条第二項中「昭和三十二年政令第三百二十四号。」を削り、「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に改

める。

第四条第一項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に改め、「ついては、」の下に「それぞれ」を加える。

第六条第一項中「前条第一項第一号」を「前条第一項」に改める。

第七条第二項第一号を次のように改める。

一　放射線遮蔽

第九条第三項中「第二項」を「前項」に改める。

第十五条第一号中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改める。

第十六条第三項中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改める。

第十八条中「法第二十三条第一項の許可を受けた日から五年」を「同項の許可を受けた日から五年」に改める。

第十九条第一項の表第四号イ中「放射線遮へい物」を「放射線遮蔽物」に改め、同号ニ中「試験研究用等原子炉設置者等」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、同表第十号ト中「すべて」を「全て」に改

め、同条第七項中「第七号イからニまで」を「第七号」に改める。

第二十条第一号イ及び第三号ロ中「さく」を「柵」に改める。

第二十一条第二項中「試験研究用等原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者等」に改める。

第二十四条第四号中「緊急しや断」を「緊急遮断」に、「しや断の」を「遮断の」に改める。

第二十五条第一項第三号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同項第十号中「以下同じ。」を削る。

第二十七条第九号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同条第十一号イ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第二十七条の二第二項第二号中「さく」を「柵」に改め、同項第十一号イ中「詰所」の下に「（以下この号において「見張人の詰所」という。）」を加える。

第二十八条第一項第五号中「きつ水」を「喫水」に改め、同項第十四号中「そう入」を「挿入」に改める。

第三十六条第二号中「なわ」を「縄」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第十三条　試験研究の用に供する原子炉等の溶接の技術基準に関する規則（昭和六十一年総理府令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「とびら」を「扉」に改める。

（加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正）

第十四条　加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第五条の六（見出しを含む。）中「溢水」を「溢（いっ）水」に改める。

第七条第二号中「六ふっ化ウラン」を「六ふつ化ウラン」に改め、同条第七号ロ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正）

第十五条　試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三号中「当該事故」を「設計基準事故」に改める。

第十三条の二の見出し及び同条第一項中「溢水」を「溢水（いっ）」に改める。

第十八条中「廃棄しうる」を「廃棄し得る」に改める。

第二十五条第二項第二号及び第三号中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第四十六条第二項中「防止しうる」を「防止し得る」に改め、同条第三項中「廃棄しうる」を「廃棄し得る」に改める。

（再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正）

第十六条　再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の六（見出しを含む。）中「溢水」を「溢水（いっ）」に改める。

第七条第九号ロ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第九条第三号中「維持しうる」を「維持し得る」に改める。

第十三条第一項中「受入れ施設」を「受入施設」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第十七条　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「ピツト処分」を「ピット処分」に、「受入れ計画」を「受入計画」に改める。

第二条第一項第二号ロ（２）中「第二種廃棄物埋設施設の安全性」を「廃棄物埋設施設の安全性」に改め、同号ホ中「受入れ施設」を「受入施設」に改め、同号ホ（３）中「最大受入れ能力」を「最大受入能力」に改め、同項第四号中「第十七条」を「第十七条第一項」に改める。

第三条第一項第一号中「第十七条」を「第十七条第一項」に改める。

第六条第一項第一号中「、第六条の三」を削り、同項第二号中「。以下この号において同じ。」を削り、同項第四号中「充てん」を「充塡」に、「空げき」を「空隙」に改め、同条第二項第四号中「第三号」を「前号」に改める。

第八条第二項第七号中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「第二項第二号」を「前項第二号」に改め、同項第二号中「前条」を「前条第一項」に改める。

第九条中「当該申請に係る」を削る。

第十三条第一項の表第十二号ロ中「者への」の下に「同項第五号イ及びロに規定する」を加え、同表第十四号中「以下同じ。」を削る。

第十五条第三項第三号中「あっては」を「あつては」に、「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第十八条第一項第二号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同項第九号中「以下同じ。」を削る。

第十九条第七号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同条第九号イ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第十九条の三第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改める。

第二十条第三項中「第二項」を「前項」に改める。

第二十条の二第二項第一号中「工場若しくは」を削る。

第二十一条第一項第三号中「第十七条」を「第十七条第一項」に改める。

第二十二条の三第二項第一号中「工場若しくは」を削る。

第二十二条の七第三項、第二十二条の八第三項、第二十二条の十一第三項及び第二十二条の十三第三項

中「、写し」を「及び写し」に改める。

第二十二条の十五中「の規定により、法第五十一条の二十六第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更」を削る。

第二十二条の十七中「以下」を削り、同条第三号中「遮へい機能」を「遮蔽機能」に改め、同条第八号中「かぎ」を「鍵」に改め、同号イ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第二十七条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正）

第十八条　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「受入れ施設」を「受入施設」に改める。

第二条第一項第二号ニ（３）中「最大受入れ能力」を「最大受入能力」に改め、同条第二項第一号ロ中「予定受入れ量」を「予定受入量」に改める。

第三条第二項第一号ロ中「予定受入れ量」を「予定受入量」に改める。

第六条中「法第五十一条の七第一項」を「同条第一項」に、「放射線しやへい物」を「放射線遮蔽物」に改める。

第七条第一項中「規定により、特定廃棄物管理施設の工事（第十一条に規定する特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものの溶接を除く。）及び性能について検査」を「検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下「使用前検査」という。）」に改める。

第八条中「法第五十一条の八第一項の」及び「（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下同じ。）」を削る。

第九条の三中「（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）」を削る。

第十条中「法第五十一条の八第一項の」、「（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）」及び「当該申請に係る」を削る。

第十三条中「溶接検査」を「検査」に改める。

第十四条第一号中「第二条第一項第二号チ」を「第二条第一項第二号ト」に改める。

第十六条の二第二項中「第十六条第一項」を「前条第一項」に改める。

第十七条中「溶接検査（」を「検査（」に改める。

第十九条第一項中「規定により令第三十五条第二号に掲げる特定廃棄物管理施設の性能について検査」を「検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下「施設定期検査」という。）」に改める。

第二十一条中「法第五十一条の十第一項の」及び「当該申請に係る」を削る。

第二十六条第一項の表第一号イ中「法第五十一条の八第一項の規定による」を削り、同号ロ中「法第五十一条の十第一項の規定による」を削り、同号ハ中「施設定期自主検査」を「検査」に改め、同表第十号ロ中「者への」の下に「同項第五号イ及びロに規定する」を加え、同表第十二号中「以下同じ。」を削る。

第二十七条第一号イ中「さく」を「柵」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第二号ロ中「さく」を「柵」に改める。

第二十八条第三項第三号中「あっては」を「あつては」に、「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第三十条第一項第三号中「較正」を「較正（こう）」に改め、同条第二項中「法第五十一条の二十五第三項」を「同条第三項」に改める。

第三十二条第一項第二号ロ中「き裂」を「亀裂」に、同項第九号中「以下同じ。」を削る。

第三十三条第七号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同条第九号イ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第三十三条の三第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改める。

第三十四条の二第二項第一号及び第三十五条の二の二第二項第一号中「工場若しくは」を削る。

第三十五条の六第三項、第三十五条の七第三項及び第三十五条の十第三項中「、写し」を「及び写し」に改める。

第三十五条の十四中「の規定により、法第五十一条の二十六第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更」を削る。

第三十五条の十六中「以下」を削り、同条第三号中「遮へい機能」を「遮蔽機能」に改め、同条第八号中「かぎ」を「鍵」に改め、同号イ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正）

第十九条　特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平

成四年総理府令第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号ロ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第十条の見出し及び第十五条第一項第一号中「受入れ施設」を「受入施設」に改める。

（研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第二十条　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「法第四十三条の三の五第二項第五号」を「同項第五号」に、「法第四十三条の三の五第二項第九号」を「同項第九号」に改める。

第六条第二号中「同項第二号ト（2）」を「同号ト（2）」に、「同項第二号ト（3）」を「同号ト（3）」に改める。

第二十一条及び第三十条中「当該申請に係る」を削る。

第五十九条第二項中「法第四十三条の三の八第四項」を「同条第四項」に、「法第四十三条の三の八第五項」を「同条第五項」に改める。

第六十二条第一項の表第四号ハ中「充てん」を「充塡」に改め、同表第五号チ中「核燃料物質等」を「

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物」に改め、同表第十三号中「以下同じ。」を削る。

第七十四条第三項第三号中「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第七十六条第一項第三号中「第二号」を「前号」に改める。

第七十九条の見出し中「内部溢水」を「内部溢水」に改め、同条中「溢水（」を「溢水（」に、「内部溢水」を「内部溢水」に改める。

第八十二条第六号中「以下」を削り、「第百二十九条第五号」を「同条第五号」に改める。

第八十五条第九号ハ中「ふた」を「蓋」に改める。

第八十六条第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改める。

第八十七条第一項第二十一号及び第三項第十八号中「内部溢水」を「内部溢水」に改める。

第八十八条第二項第二号中「取り出し」を「取出し」に改める。

第八十九条第二項第八号中「核燃料物質等」を「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物」に改める。

第九十四条の四第一項中「当該評価」を「当該安全性向上評価」に改める。

第九十四条の五第二号中「当該安全性向上評価」を「安全性向上評価」に改める。

第九十四条の六第一号ロ中「第四十三条の三の二十四」を「第四十三条の三の二十四第一項」に改める。

第九十四条の七中「法第四十三条の三の二十九第三項」を「同条第三項」に改める。

第百十二条第一項第四号中「第九号」を「第十一号」に改める。

第百二十三条第一号ロ中「引き渡し」を「引渡し」に改める。

第百二十九条中「以下次条」を「次条」に改め、同条第九号中「この項」を「この条」に改め、同条第十号イ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第百三十条第二号中「なわ」を「縄」に改める。

別表第一の二の(二)の５の下欄の１中「堰」を「堰（せき）」に改め、同表の二の(二)の８の(２)の中欄の５中「第二十七条の表第十三号」を「第二十七条第三項の表第十三号」に改める。

別表第二中「、第十八条」を削り、同表の各発電用原子炉施設に共通の下欄中「溢水防護」を「溢（いつ）水防護」に改め、同表の放射性廃棄物の廃棄施設の中欄の設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）の３中「堰」を「堰（せき）」に改める。

（加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則の一部改正）

第二十一条　加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「省令」を「規則」に改め、同条第二項中「省令」を「規則」に改め、同項第七号ロ中「六ふっ化ウラン」を「六ふっ化ウラン」に改める。

第二条第一項中「省令」を「規則」に改める。

（特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則の一部改正）

第二十二条　特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則（平成十二年総理府令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第十号ロ及び第三項第二号ロ中「さく」を「柵」に改める。

（核燃料物質の受託貯蔵に関する規則の一部改正）

第二十三条　核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成十二年総理府令第百二十五号）の一部を次のように

改正する。

第一条第二号中「次条において」を「以下」に改める。

第二条第四号中「六ふっ化ウラン」を「六ふっ化ウラン」に改め、同条第六号イ及び第七号ロ中「さく」を「柵」に改める。

第三条第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改め、同条第二項第二号中「さく」を「柵」に改め、同項第九号中「かぎ」を「鍵」に改める。

第四条第一項第一号及び第三号中「核燃料物質の」を削る。

（使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正）

第二十四条　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「受入れ施設」を「受入施設」に改める。

第二条第一項第二号ニ（３）を次のように改める。

（３）　最大受入能力

第二条第二項第二号ロ中「予定受払い量」を「予定受払量」に改める。

第三条第二項第二号ロ中「予定受入れ量」を「予定受払量」に改める。

第六条中「法第四十三条の八第一項」を「同条第一項」に、「放射線しゃへい物」を「放射線遮蔽物」に改める。

第七条第一項中「規定により、使用済燃料貯蔵施設の工事（第十一条に規定する使用済燃料貯蔵施設であって溶接をするものの溶接を除く。）及び性能について検査」を「検査（以下「使用前検査」という。）」に改める。

第八条中「法第四十三条の九第一項の」を削る。

第十条中「法第四十三条の九第一項の」及び「当該申請に係る」を削る。

第十三条中「溶接検査」を「検査」に改める。

第十六条の二第二項中「第十六条第一項」を「前条第一項」に改める。

第十七条中「溶接検査を」を「検査を」に改める。

第十九条第一項中「規定により使用済燃料貯蔵施設の性能について検査」を「検査（以下「施設定期検

査」という。）」に改める。

第二十一条中「法第四十三条の十一第一項の」及び「当該申請に係る」を削る。

第二十七条第一項の表第一号イ中「法第四十三条の九第一項の規定による」を削り、同号ロ中「法第四十三条の十一第一項の規定による」を削り、同号ハ中「施設定期自主検査」を「検査」に改め、同表第二号リ（１）（ⅲ）中「充てん」を「充塡」に改め、同表第三号イ「放射線遮へい物」を「放射線遮蔽物」に改め、同表第十号ロ中「者への」の下に「同項第五号イ及びロに規定する」を加え、同表第十二号中「以下同じ。」を削る。

第二十九条第一号イ「さく」を「柵」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第二号ロ中「さく」を「柵」に改める。

第三十条第三項第三号中「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第三十二条第二項中「法第四十三条の二十七第三項」を「同条第三項」に改める。

第三十四条第一項第三号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同項第十号中「以下同じ。」を削る。

第三十五条第七号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同条第九号イ中

「き裂」を「亀裂」に改める。

第三十六条第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改め、同条第三項中「第二項第四号」を「前項第四号」に改める。

第三十八条第二項第一号中「工場若しくは」を削る。

第四十一条第一項第十五号中「こと。」を「こと」に、「限る。）」を「限る。）。」に改める。

第四十一条の二第二項第一号中「工場若しくは」を削る。

第四十三条の二の八第二項第十号中「第四十三条の二の七」を「前条」に改める。

第四十三条の三の二第三項、第四十三条の四第三項及び第四十三条の七第三項中「、写し」を「及び写し」に改める。

第四十三条の十一中「の規定により、法第四十三条の二十八第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更」を削る。

第四十三条の十三中「以下」を削り、同条第八号イ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第四十八条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

（使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正）

第二十五条　使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第三号中「維持しうる」を「維持し得る」に改める。

第十二条の見出し中「受入れ設備」を「受入設備」に改める。

第十四条第四号中「維持しうる」を「維持し得る」に改める。

第二十条の見出し中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同条中「はり付けなければ」を「貼り付けなければ」に改める。

（登録認証機関等に関する規則の一部改正）

第二十六条　登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「規則」に改める。

第四十六条第一項第一号イ及び第二号イ中「第十八条の十五第三項」を「第十八条の十五第四項」に改

める。

（試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則の一部改正）

第二十七条　試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年文部科学省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「あつて」を「あって」に改める。

第七条の表中「つど」を「都度」に改める。

第十三条中「第八条」を「第十一条」に改める。

第十四条の見出し中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同条中「第八条」を「第十一条」に、「はり付けなければ」を「貼り付けなければ」に改める。

（製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則の一部改正）

第二十八条　製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年経済産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「の方法が第五条第一項の規定に基づき」を「が法第六十一条の二第二項の」に改める。

第十三条の見出し中「はり付ける」を「貼り付ける」に改め、同条中「第十一条」を「第十条」に、「はり付けなければ」を「貼り付けなければ」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第二十九条　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「廃棄物受入れ施設」を「廃棄物受入施設」に、「受入れ計画」を「受入計画」に改める。

第三条第一項第二号ホ（3）中「最大受入れ能力」を「最大受入能力」に改める。

第七条中「（以下「廃棄物埋設施設等の技術上の基準」という。）」を削る。

第十一条第二項中「第十二条」を「次条」に改める。

第十二条の二中「第十二条各号」を「前条各号」に改める。

第十三条中「当該申請に係る」を削る。

第十七条中「法第五十一条の七第一項」を「同条第一項」に、「放射線遮へい物」を「放射線遮蔽物」

に改める。

第十八条第一項中「規定により、特定廃棄物埋設施設の工事（第二十五条に規定する特定廃棄物埋設施設であって溶接をするものの溶接を除く。）及び性能について検査」を「検査（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下「使用前検査」という。）」に改める。

第十九条中「法第五十一条の八第一項の」及び「（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下同じ。）」を削り、同条第一号中「放射線遮へい材」を「放射線遮蔽材」に改める。

第二十二条中「（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）」を削る。

第二十四条中「法第五十一条の八第一項の」、「（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）」及び「当該申請に係る」を削る。

第二十七条中「溶接検査」を「検査」に改める。

第三十条の二第二項中「第三十条第一項」を「前条第一項」に改める。

第三十一条中「溶接検査（」を「検査（」に改める。

第三十三条第一項中「規定により令第三十五条第一号に掲げる特定廃棄物埋設施設の性能について検査

」を「検査（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下「施設定期検査」という。）」に改める。

第三十四条第二項中「法第五十一条の十第一項の検査」を「施設定期検査」に改める。

第三十九条中「法第五十一条の十第一項の」及び「当該申請に係る」を削る。

第四十四条第一項の表第二号イ中「法第五十一条の八第一項の規定による」を削り、同号ロ中「法第五十一条の十第一項の規定による」を削り、同号ハ中「施設定期自主検査」を「検査」に改め、同表第三号イ中「放射線遮へい物」を「放射線遮蔽物」に改め、同表第七号中「第五十一条の十八第二項」を「第五十一条の十八第一項」に改め、同表第十二号ロ中「者への」の下に「同項第五号イ及びロに規定する」を加える。

第五十三条第一号イ中「さく」を「柵」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第二号ロ中「さく」を「柵」に改める。

第五十四条第三項第三号中「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第五十七条第一項第三号中「較正」を「較（こう）正」に改め、同条第二項中「法第五十一条の二十四の二第三項」を「同条第三項」に改める。

第六十条第一項第二号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同項第九号中「以下同じ。」を削る。

第六十一条第七号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同条第九号イ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第六十二条第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改める。

第六十四条第一項中「第五十一条の二十五第二項」を「法第五十一条の二十五第二項」に改め、同条第二項第一号中「工場若しくは」を削る。

第六十八条第二項第一号中「工場若しくは」を削る。

第七十一条中「及び」を「並びに」に、「、撤去」を「及び撤去」に改める。

第七十三条第一項中「閉鎖措置に関する計画（以下「閉鎖措置計画」という。）」を「閉鎖措置計画」に改め、同条第三項中「、写し」を「及び写し」に改める。

第七十四条第一項中「の規定により認可を受けた閉鎖措置計画について変更」を削り、同条第二項中「前条第二項各号」を「、前条第二項各号」に、「、説明した」を「説明した」に改め、同条第三項中「、写し」を「及び写し」に改める。

第七十六条第三項、第七十九条第三項、第八十条第三項、第八十三条第三項及び第八十五条第三項中「、写し」を「及び写し」に改める。

第八十七条中「の規定により、法第五十一条の二十六第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更」を削る。

第八十九条中「以下」を削り、同条第三号中「遮へい機能」を「遮蔽機能」に改め、同条第八号中「かぎ」を「鍵」に改め、同号イ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第九十一条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

（放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関に関する省令の一部改正）

第三十条　放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関に関する省令（平成二十一年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「へまでの記録及び」を「トまでの記録及び」に改める。

（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正）

第三十一条　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成

二十四年　文部科学省
　　経済産業省　令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「平成十二年政令第百九十五号。」を削り、同条第二項中「前項に」を「同項に」に改める。

第三条の二第一項中「同条第二項」を「同項」に改める。

第六条第一項の表廃棄事業者の項中「許可」を「事業の許可」に改める。

第七条第一号の表イの項（４）中「三十分以上」を「三十分間以上」に改め、同項（５）中「五分以上」を「五分間以上」に改め、同項（１０）中「溢水」を「溢（いっ）水」に改め、同表ロの項（３）中「三十分以上」を「三十分間以上」に改め、同項（４）中「五分以上」を「五分間以上」に改め、同項（９）中「溢水」を「溢（いっ）水」に改め、同表ハの項（１）中「汲み上げる」を「くみ上げる」に改め、同項（３）中「三十分以上」を「三十分間以上」に改め、「（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）」を削り、「五分以上」を「五分間以上」に改め、同項（４）中「五分以上」を「五分間以上」に改め、同項（９）中「溢水」を「溢（いっ）水」に改め、同表ニの項（１）中「汲み上げる」を「くみ上げる」に改め、同項（３）及び（４）中「五分以上」を「五分間以上」に改め、同表チの項

（1）中「三十分以上」を「三十分間以上」に、「五分以上」を「五分間以上」に改め、同項（2）中「五分以上」を「五分間以上」に改め、同項（6）中「溢水」を「溢（いっ）水」に改め、同表リの項（4）中「溢水」を「溢（いっ）水」に改める。

第八条第一号中「前条の表第一号ホ」を「前条第一号の表ホ」に、「同号ヌ」を「同表ヌ」に、「第四号」を「第四号まで」に改め、同条第四号ハ中「較正」を「較（こう）正」に改める。

第九条第二項中「第八条第三号に規定する」を「前条第三号に掲げる」に改める。

第十二条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十四条の表イの項（7）及びロの項（6）中「五分以上」を「五分間以上」に改め、同表ハの項（4）中「三十分以上」を「三十分間以上」に改め、同項（5）中「五分以上」を「五分間以上」に改め、同表ニの項（4）中「五分以上」を「五分間以上」に改め、同表チの項（1）中「三十分以上」を「三十分間以上」に改め、同項（2）中「五分以上」を「五分間以上」に改める。

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部改正）

第三十二条　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、第七十七条」を削る。

第二条第二項第二号中「第二条第二号」を「第二条第二項第二号」に改め、同項第三号中「第二条第三号」を「第二条第二項第三号」に改め、同項第四号中「第二条第四号」を「第二条第二項第四号」に改め、同項第五号中「第二条第五号」を「第二条第二項第五号」に改め、同項第六号中「第二条第六号」を「第二条第二項第六号」に改め、同項第七号中「第二条第七号」を「第二条第二項第七号」に改める。

第三条第一項の表第一号ロ中「第四十三条の三の十五第一項」を「第四十三条の三の十五」に改め、同号二中「第十二条第一項第四号」を「第十二条第四号」に改め、同号ホ中「第十二条第一項第五号」を「第十二条第五号」に改め、同表第四号ハ中「充てん」を「充塡」に改め、同表第五号ト中「第五項」を「第四項」に改め、同表第十三号中「以下同じ。」を削り、同条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

第九条第三号ロ中「立ち入り」を「立入り」に改める。

第十条第三項第三号中「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第十二条第三号中「第二号」を「前号」に改める。

第十三条の三の見出し中「内部溢水」を「内部溢（いっ）水」に改め、同条中「溢水（」を「溢（いっ）水（」に、「内部溢水」を「内部溢（いっ）水」に改める。

第十四条第九号中「以下」を削り、「第十八条第六号」を「同条第六号」に改める。

第十七条第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改める。

第十八条第四号中「。以下「技術基準規則」という。」を削り、「技術基準規則第五十五条」を「同規則第五十五条」に、同条第十二号イ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第十九条第四項中「第三項」を「前項」に改める。

第二十四条中「当該申請に係る」を削る。

第二十六条第四号中「第三号」を「前号」に改める。

第三十三条中「当該申請に係る」を削る。

第三十四条第三項中「第二項」を「前項」に改め、同条第四項中「第三項」を「前項」に改める。

第三十九条中「当該申請に係る」を削る。

（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第三十三条　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し及び同条第一項並びに第二十二条第二号中「溢水」を「溢（いっ）水」に改める。

第二十五条第二項第五号中「第四号」を「前号」に改める。

（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十四条　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「立ち入り」を「立入り」に改める。

第十二条の見出し及び同条第一項中「溢水」を「溢（いっ）水」に改める。

第十四条第二項中「当該事故」を「設計基準事故」に改める。

第二十条第一項第五号ロ、第六号ロ及びハ、第七号ハ及びニ並びに第二項第一号イ及び第二号ロ中「吹出し圧力」を「吹き出し圧力」に改め、同項第二号ニ中「吹出し管」を「吹き出し管」に改め、同条第三

項第一号中「吹出し圧力」を「吹き出し圧力」に改める。

第三十四条第三項中「第一項第十二号」を「同項第十二号」に改める。

第三十六条第三項第四号中「第三号」を「前号」に改める。

第三十九条第二項第二号及び第三号中「堰」を「堰（せき）」に改め、同条第三項中「第二項第三号」を「前項第三号」に改める。

第四十七条第一項中「同条同項第十二号」を「同項第十二号」に改める。

第七十三条中「以下同じ。」を削る。

（実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十五条　実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「評価しうる」を「評価し得る」に改める。

第四十条第二項中「第二十五条第一項の計画」を「個別業務計画」に改める。

第四十九条第二項及び第三項中「及び第二十五条第一項の計画」を「の計画及び個別業務計画」に改める。

第五十条第二項中「第三十九条第一項第二号」を「第三十九条第二号」に改める。

（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第三十六条　研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し及び同条第一項中「溢水」を「溢水（いっ）」に改める。

第十五条第七項第三号及び第十七条第二項第一号中「クリープ歪み」を「クリープひずみ」に改める。

第二十二条第二号中「溢水」を「溢水（いっ）」に改める。

第二十五条第二項第五号中「第四号」を「前号」に改める。

（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十七条　研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規

制委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「立ち入り」を「立入り」に改める。

第九条中「第三十五条第五号」を「第三十四条第五号」に改める。

第十二条の見出し及び同条第一項中「溢水」を「溢（いっ）水」に改める。

第十四条第二項中「当該事故」を「設計基準事故」に改める。

第二十二条第三項中「クリープ歪み」を「クリープひずみ」に改める。

第三十三条第二項第十一号中「（管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが研開炉規則第二条第二項第四号に規定する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。以下同じ。）」を削り、同条第三項中「第二項第七号」を「前条第七号」に改める。

第三十五条第三項第四号中「第三号」を「前号」に改める。

第三十八条第二項第二号及び第三号中「堰」を「堰（せき）」に改め、同条第三項中「第二項第三号」を「前項第三号」に改める。

第四十九条第二項中「防止しうる」を「防止し得る」に改める。

第七十三条中「以下同じ。」を削る。

（研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正）

第三十八条　研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（以下「法」という。）」を削る。

第十一条第二項中「評価しうる」を「評価し得る」に改める。

第四十条第二項中「第二十五条第一項の計画」を「個別業務計画」に改める。

第四十九条第二項及び第三項中「及び第二十五条第一項の計画」を「の計画及び個別業務計画」に改める。

第五十条第二項中「第三十九条第一項第二号」を「第三十九条第二号」に改める。

（加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第三十九条　加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条（見出しを含む。）中「溢水」を「溢（いっ）水」に改める。

（加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正）

第四十条　加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「評価しうる」を「評価し得る」に改める。

第四十条第二項中「第二十五条第一項の計画」を「個別業務計画」に改める。

第四十九条第二項及び第三項中「及び第二十五条第一項の計画」を「の計画及び個別業務計画」に改める。

第五十条第二項中「第三十九条第一項第二号」を「第三十九条第二号」に改める。

（加工施設の性能に係る技術基準に関する規則の一部改正）

第四十一条　加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第十条（見出しを含む。）中「溢水」を「溢（いっ）水」に改める。

第十二条第七号ロ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第四十二条　試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し及び同条第一項中「溢水」を「溢（いっ）水」に改める。

第五十五条第二項第一号中「クリープ歪み」を「クリープひずみ」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正）

第四十三条　試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十

二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「評価しうる」を「評価し得る」に改める。

第四十条第二項中「第二十五条第一項の計画」を「個別業務計画」に改める。

第四十九条第二項及び第三項中「及び第二十五条第一項の計画」を「の計画及び個別業務計画」に改める。

第五十条第二項中「第三十九条第一項第二号」を「第三十九条第二号」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則の一部改正）

第四十四条　試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三号中「当該事故」を「設計基準事故」に改める。

第十七条の見出し及び同条第一項中「溢水」を「溢（いっ）水」に改める。

第三十三条第二項第二号及び第三号中「堰」を「堰（せき）」に改める。

（使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第四十五条　使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「充てん」を「充塡」に改める。

第十六条（見出しを含む。）中「受入れ施設」を「受入施設」に改める。

（使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正）

第四十六条　使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「評価しうる」を「評価し得る」に改める。

第四十条第二項中「第二十五条第一項の計画」を「個別業務計画」に改める。

第四十九条第二項及び第三項中「及び第二十五条第一項の計画」を「の計画及び個別業務計画」に改める。

第五十条第二項中「第三十九条第一項第二号」を「第三十九条第二号」に改める。

（使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則の一部改正）

第四十七条　使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三号ロ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第十八条の見出し中「受入れ設備」を「受入設備」に改める。

（再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第四十八条　再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条（見出しを含む。）中「溢水」を「溢水（いっすい）」に改める。

第十七条第一項中「受入れ施設」を「受入施設」に改める。

（再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正）

第四十九条　再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「評価しうる」を「評価し得る」に改める。

第四十条第二項中「第二十五条第一項の計画」を「個別業務計画」に改める。

第四十九条第二項及び第三項中「及び第二十五条第一項の計画」を「の計画及び個別業務計画」に改める。

第五十条第二項中「第三十九条第一項第二号」を「第三十九条第二号」に改める。

（再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則の一部改正）

第五十条　再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「法第五十条の五第三項」を「同条第三項」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「溢水」を「溢（いっ）水」に改める。

第十三条第九号ロ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第二十一条第一項中「受入れ施設」を「受入施設」に改める。

（特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の一部改正）

第五十一条　特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「評価しうる」を「評価し得る」に改める。

第四十条第二項中「第二十五条第一項の計画」を「個別業務計画」に改める。

第四十九条第二項及び第三項中「及び第二十五条第一項の計画」を「の計画及び個別業務計画」に改める。

第五十条第二項中「第三十九条第一項第二号」を「第三十九条第二号」に改める。

（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則の一部改正）

第五十二条　特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号ロ中「堰」を「堰（せき）」に改める。

第十五条の見出し及び第二十条第一項第一号中「受入れ施設」を「受入施設」に改める。

（使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）

第五十三条　使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「立ち入り」を「立入り」に改める。

第十三条（見出しを含む。）中「溢水」を「溢（いつ）水」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。